

てんかんセンターの基準（運営事業実施要項）2014.12.21

てんかんセンターの運営には以下の要件を満たした人員と施設体制の整備が必要である。

- てんかん発作やてんかん重積状態、てんかん性脳症に対する急性期入院治療を行える病床を有していること
 - てんかん類縁疾患の鑑別診断のための人員と検査体制が整備されていること
 - 薬物治療と TDM、薬剤指導やケアができ、難治性の評価が可能な体制が整備されていること
 - 難治てんかん患者の術前評価を行える人員と検査体制の整備がなされていること
 - 難治てんかん患者の外科治療可能な人員と施設体制の整備がなされていること 年間5件以上の手術症例があること
 - てんかんに係る専門の部署を設置して専門医療相談や社会参加のためのリハビリテーション・プログラムを提供できること

内容		基幹型
1	急性期医療機関としての機能	
	1) 発作・重積に対する急性期医療に対応可能な体制の確保	二次救急医療の機能 院内症例検討会の開催
	2) 院内の各科連携の確保	休日・夜間の救急・急性期患者の受け入れ
2	専門医療機関としての機能	
	1) 専門医療相談室の設置	専門医療相談窓口
	2) 人員配置	(MSW・PSW) の整備 てんかん指導医（専門医） 医療スタッフ確保 専門看護師 臨床心理士 脳波検査技師 OT/PT/ST 栄養士
	3) 検査体制	脳波室 TDM と薬剤指導 CT/MRI SPECT MEG

		PET 神経心理検査 ワダテスト てんかん外来 てんかん専門病床 EMU（安全マニュアル） 外科治療 特殊治療（ACTH/ケトン） 術前検討会 症例／EEG 検討会 リハビリテーション計画作成	○ ○ ○ ○ ○ ◎ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	4) 外来 5) 入院医療体制 5) 症例検討会 6) てんかんリハビリテーション体制 7) 医療スタッフ教育体制 8) 治験・臨床研究体制		
3	地域連携の機能		
	1) 連携協議会 (かかりつけ医) 2) 各種研修会 3) 市民公開講座 4) その他	紹介・逆紹介	◎ ○ ○
4	年間実績報告		
	1) 外来・入院件数 2) 検査件数 3) 治療・治験件数 4) 外科治療件数 4) 医療相談件数 5) 研修実績 6) 他情報発信		◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎

*◎は必須、○は目標